

# 令和元年11月文京区議会定例議会追加提案事項

## 1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例（第1巻785頁）

- (1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。  
 (2) 改正内容

### ア 給料月額の改定（別表第1）

- (ア) 区長 125万4,000円 → 124万6,700円（△7,300円）  
 (イ) 副区長 101万4,800円 → 100万8,900円（△5,900円）

### イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

- (ア) 区長 年間3.25月 → 年間3.40月（0.15月）  
 (イ) 副区長 年間3.25月 → 年間3.40月（0.15月）

改定① 令和2年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和2年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

|      | 現 行  | 改定①<br>（現行との増減） | 改定②<br>（現行との増減） |
|------|------|-----------------|-----------------|
| 6月期  | 1.50 | 1.50<br>（変更なし）  | 1.55<br>（0.05）  |
| 12月期 | 1.50 | 1.50<br>（変更なし）  | 1.55<br>（0.05）  |
| 3月期  | 0.25 | 0.40<br>（0.15）  | 0.30<br>（0.05）  |

- (3) 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)イ改定②については、令和2年4月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（第1巻792頁）

(1) 提案理由 給料月額及び期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料月額の改定（別表第1）

92万7,400円 → 92万2,000円（△5,400円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第5条第2項）

年間3.25月 → 年間3.40月（0.15月）

改定① 令和2年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和2年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

|      | 現 行  | 改定①<br>(現行との増減) | 改定②<br>(現行との増減) |
|------|------|-----------------|-----------------|
| 6月期  | 1.50 | 1.50<br>(変更なし)  | 1.55<br>(0.05)  |
| 12月期 | 1.50 | 1.50<br>(変更なし)  | 1.55<br>(0.05)  |
| 3月期  | 0.25 | 0.40<br>(0.15)  | 0.30<br>(0.05)  |

(3) 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)イ改定②については、令和2年4月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（第1巻1077頁）

(1) 提案理由 議員報酬月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 議員報酬月額の改定（別表）

(ア) 議長 92万1,400円 → 91万6,100円（△5,300円）

(イ) 副議長 78万9,800円 → 78万5,200円（△4,600円）

(ウ) 委員長 64万8,100円 → 64万4,300円（△3,800円）

(エ) 副委員長 62万1,000円 → 61万7,400円（△3,600円）

(オ) 議員 59万8,900円 → 59万5,400円（△3,500円）

イ 期末手当の支給月数の引上げ（第8条第2項）

年間3.15月 → 年間3.30月（0.15月）

改定① 令和2年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和2年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

|      | 現 行  | 改定①<br>(現行との増減) | 改定②<br>(現行との増減) |
|------|------|-----------------|-----------------|
| 6月期  | 1.50 | 1.50<br>(変更なし)  | 1.55<br>(0.05)  |
| 12月期 | 1.50 | 1.50<br>(変更なし)  | 1.55<br>(0.05)  |
| 3月期  | 0.15 | 0.30<br>(0.15)  | 0.20<br>(0.05)  |

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)イ改定②については令和2年4月1日、ウについては公布の日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻799頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(二)・(三)）  
 公民較差の解消（△2,235円、△0.58%）に伴い、給料月額を引き下げる。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第27条）

(7) 再任用職員以外の職員

一般職員 年間1.9月 → 2.05月（0.15月）

管理職員 年間2.3月 → 2.45月（0.15月）

(4) 再任用職員

一般職員 年間0.9月 → 1.0月（0.1月）

管理職員 年間1.1月 → 1.2月（0.1月）

改定① 令和元年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和2年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

| 職員の区分          |      | 現 行  | 改定①<br>(現行との増減) | 改定②<br>(現行との増減)  |
|----------------|------|------|-----------------|------------------|
| 再任用職員<br>以外の職員 | 一般職員 | 0.95 | 1.10<br>(0.15)  | 1.025<br>(0.075) |
|                | 管理職員 | 1.15 | 1.30<br>(0.15)  | 1.225<br>(0.075) |
| 再任用職員          | 一般職員 | 0.45 | 0.55<br>(0.1)   | 0.50<br>(0.05)   |
|                | 管理職員 | 0.55 | 0.65<br>(0.1)   | 0.60<br>(0.05)   |

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)イ改定①については公布の日、(2)イ改定②については令和2年4月1日

イ 適用日 (2)イ改定①については、令和元年12月1日

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻1231頁）

(1) 提案理由 定年退職者等の退職手当の基本額に係る特例を定めるため、提案する。

(2) 改正内容

令和2年1月1日から同年3月31日までの間に定年退職等により退職する場合における退職手当の基本額に係る給料月額について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による給料月額の引下げがなかったものとみなした場合の給料月額とする等の特例を定める（付則第11項から第13項まで）。

(3) 施行期日 公布の日

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3616頁）

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 給料表の改定（別表第一）

公民較差の解消（△2,235円、△0.58%）に伴い、給料月額を引き下げる。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条）

(7) 再任用職員以外の職員

一般職員 年間1.9月 → 2.05月（0.15月）

管理職員 年間2.3月 → 2.45月（0.15月）

(4) 再任用職員

一般職員 年間0.9月 → 1.0月（0.1月）

管理職員 年間1.1月 → 1.2月（0.1月）

改定① 令和元年12月に支給する勤勉手当の支給月数の改定

改定② 令和2年度以後に支給する勤勉手当（6月・12月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

| 職員の区分          |      | 現 行  | 改定①<br>(現行との増減) | 改定②<br>(現行との増減)  |
|----------------|------|------|-----------------|------------------|
| 再任用職員<br>以外の職員 | 一般職員 | 0.95 | 1.10<br>(0.15)  | 1.025<br>(0.075) |
|                | 管理職員 | 1.15 | 1.30<br>(0.15)  | 1.225<br>(0.075) |
| 再任用職員          | 一般職員 | 0.45 | 0.55<br>(0.1)   | 0.50<br>(0.05)   |
|                | 管理職員 | 0.55 | 0.65<br>(0.1)   | 0.60<br>(0.05)   |

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和2年1月1日。ただし、(2)イ改定①については公布の日、(2)イ改定②については令和2年4月1日

イ 適用日 (2)イ改定①については、令和元年12月1日